令和3年度(2021年度)第2回北海道食の安全・安心委員会議事録

日時:令和3年11月16日(火)14:00~ 場所:札幌国際ビル 8階「国際ホール」

〇 開会

【下井北海道農政部食の安全推進局食品政策課課長補佐】

定刻より若干早いのですけれども、委員の皆様がお揃いになりましたので、ただいまより、令和3年度第2回北海道食の安全・安心委員会を開会いたします。開会にあたりまして、西邑会長からご挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

【西邑北海道食の安全・安心委員会会長】

皆さんこんにちは。ようやく対面で集まれる会議になりました。少し収まってきたようですけども、まだまだ今後どうなるかわからないので、気を付けながら、ということで、この会議も従来どおり気を付けて、対策を行いながら開催するということになります。さて、今回は3年度の重要な案件としましては、有機農業の推進ということがございます。有機農業の推進ということを考えるときに、2つ重要なことがあろうかと私は思います。一つは、有機農業だけという話ではなくて、北海道農業の中で有機農業をどう位置付けていくのかということが、非常に重要になるかなと考えております。それともう一点は、推進して計画を立てるわけですが、その計画が机上の策に終わらないようにするためには、有機農家、有機農業企業体が、経営を持続していくということが大事かと思います。

そのためには、ほかの農産物でも一緒でしょうけれども、良いものを作れば売れるという話ではないので、ニーズがあるものを作るから、売れて、経営が成り立つわけで、そういう意味では、この有機農業の推進を考えるときに、マーケットがどう動くのか、ニーズがどう動いていくのかという分析調査と、ある意味ですねニーズを創り出す、マーケットを創り出す、というのをどうすれば良いのかということを含めて考えていく必要があろうかと思います。

そういう意味で、この会議、委員会というのは、北海道の農業、食品の今後の施策を考えるうえで、非常に重要な場ですので、皆さんの忌憚のないご意見を、あの忌憚のないご意見というと、かしこまった意見のように思いますけれども、本当に忌憚のないというのは、普段皆さんが思っていらっしゃることを、この場に出していただいて、議論するということが大事かと思いますので、今日もよろしくお願いします。以上です。

【下井課長補佐】

ありがとうございます。続きまして、北海道農政部横田食の安全推進監からご挨拶を申し上 げます。

【横田北海道農政部食の安全推進監】

はい。みなさんこんにちは。北海道農政部食の安全推進監の横田でございます。私の方からも、開会にあたりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。本日は、西邑会長をはじめ、委員の皆様には、大変ご多忙の中、お集りいただきまして、誠にありがとうございます。会長からもありましたけれども、前回がWebでの開催ということでしたので、この場が今年度初めて、リアルで皆様と集まって議論をする場になります。改めて、よろしくお願い申し上げます。また、皆様には、日頃より、北海道の食の安全・安心確保にご尽力、また、ご支援をいただいておりますことに、重ねて感謝申し上げます。

会長からありましたけれども、道では今年度、第4期となります北海道有機農業推進計画、この策定を行うこととなっておりまして、前回この委員会で、北海道の有機農業の現状、そうしたものをご紹介させていただきながら、皆様のご意見もいただきました。その後、8月以降に、道内各地で地域の皆様と意見交換を開催するなどして、幅広くご意見を頂戴してきたところであります。この度、これまでいただきました、ご意見などを踏まえ、第4期計画の素案として、とりまとめさせていただきましたので、本日委員会に諮問させていただき、ご審議を賜ることとしたところです。限られた時間でありますけれども、本当に皆様からの忌憚のないご意見を頂戴したいと思って、お伺いしておりますので、よろしくお願いいたします。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

【下井課長補佐】

ありがとうございます。私、申し遅れましたけれども、農政部食品政策課の下井と申します。 全体の司会をさせていただきます。よろしくお願いします。

本委員会開催に当たりまして、何点か注意事項、事務連絡をさせていただきます。本委員会の 開催にあたりましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を実施しながら進めてい きたいと考えてございます。このため、会議開始から一定の時間で5分間程度の休憩をとりまし て、ドアを開けて換気を実施したいと考えております。

委員やご出席の皆様には、何かとご不便をおかけしますけれども、ご理解とご協力をお願いい たします。

あわせて、配付資料の確認をさせていただきたいと思います、委員の皆様方には、事前にお送りした資料から若干の追加や変更がありましたので、本日配付の資料をお使いください。また、その変更点等は、別紙にまとめてございますので、ご確認いただければと思います。資料の束で、「配付資料一覧」というものがあろうかと思います。そちらと資料を見比べていただければと思いますけれども、まず、「出席者名簿」、「配席図」、それから「第9期の北海道食の安全・安心委員会委員、特別委員の名簿」、右肩上に「資料1と書いてあるもの」、「資料2-1の一枚もの」、「資料2-2カラーのA3のもの」、「資料2-3の第4期の素案ということで複数ページにわたるもの」です。その他、参考資料として1から4までご用意させていただいています。不足等ございましたら、ご連絡いただければ、事務局よりお持ちいたします。いかがでしょうか。大丈夫でしょうか。

はい、それでは、本日の出席状況のご報告をさせていただきます。

本日は、ご都合により、小塚委員、濱本委員、藤井委員、矢野委員が欠席となってございます。委員 15 名のうち、11 名が出席となっております。北海道食の安全・安心条例第 33 条の規定

によりまして、2分の1以上の出席をいただいておりますので、本日の委員会が成立していることをご報告申し上げます。それでは議事に移りたいと思います。これからの議事進行につきましては西邑会長にお願いしたいと考えております。西邑会長よろしくお願いします。

【西邑会長】

よろしくお願いします。それでは、早速議事に入ります。これからの議事の進め方ですが、お 手元の会議次第がございますが、これに沿って進めてまいります。

議事としましては、報告事項が1件、審議事項が2件、その他1件ということでございます。 会議終了は16時30分を目処に終了したいと考えておりますので、スムーズな議事進行に皆様 のご協力をよろしくお願いいたします。

それでは議題に入ります。(1)報告事項のアになります「北海道食の安全・安心委員会委員による有機農業現地調査の報告について」、これは事務局から説明をお願いします。

【丸子北海道食の安全推進局食品政策課長】

ほど集荷して販売しているということでございました。

皆さんこんにちは、食品政策課の丸子と申します。本日は、よろしくお願いいたします。それでは、私の方から報告事項ア「令和3年度北海道食の安全・安心委員会委員による有機農業現地調査に係る報告」ということで、先日、現地調査をしましたので、その報告をさせていただきます。座って説明させていただきます。

資料1をお取り寄せください。10月19日に新篠津村のつちから農場さんと大塚ファームさんの2か所の現地調査を実施いたしました。

まず、1の新篠津つちから農場ですが、1ページ目の1の(3)「参加者」をご覧ください。 西邑会長ほか3名で実施しております。(4)の視察先の「つちから農場の概要」ですが、代表 の中村好伸さんで、この「つちから」という名前の由来は、「土の力」ということでつちから農 場とつけているそうです。

- (4)のイ「事業内容」のところですけれども、「有機栽培」と、「化学肥料、化学合成農薬を5割以上減らした特別栽培」のたまねぎを栽培しております。
- (ウ)の「沿革」ですが、平成13年度から有機JAS認証を取得しているということです。 2ページ目に移っていただきまして、(エ)の「経営面積」ですけれども、たまねぎのみ20ha で経営しております。そのうち、有機JASが4ha、特別栽培が16haとなっておりまして、全て自ら販路を開拓して、販売しているとのことです。また、協力農家からもたまねぎを2,000トン
- (キ)の調査の概要ですけれども、①収益が高いのでたまねぎだけを栽培しており、たまねぎを連作しているが問題はない。②有機農業だけでは儲からないので特別栽培をしている。③新規就農で有機農業を始めるのは厳しい。⑤有機農業をするなら高く買ってもらうことが必要。⑥生産から販売まで自社で行っているので経営が成り立っている。⑦販路は固定しているとのことで、購入者は富裕層や意識の高い人、アレルギーなどに関心のある30代子育て世代など。⑩消費者は、安全・安心でさらに安価を求めている。日本人は食に対するプライオリティが低い、などのご意見がございました。

次に3ページ目に移りまして、2件目の当委員会の委員であります大塚委員が副社長を務められている大塚ファームです。

参加者は、吉田副会長ほか3名。大塚ファームの事業内容ですが、(4)の(イ)のところで、一般及び有機 J A S 農産物の生産から加工、販売、それと農業体験学習の受け入れなどを行っておりまして、(ウ)の「沿革」ですが、平成3年度に有機 J A S 認証を取得してあります。(エ)の「経営面積」は、有機 J A S が 9.7ha、特別栽培が8.3haの合計18ha。次のページにいきまして、作付品目・加工品ですけれども、有機 J A S 認証を取得しているのが、ミニトマト、トマト、大根などの野菜類、特別栽培が水稲、そして加工品といたしまして、有機の干しいもや切り干し大根、有機野菜で作ったスープですとかトマトジュース、ドレッシングなどがあります。

(ク) 「調査結果」の概要ですけれども、①有機栽培により、慣行の農作物より有利に販売することで、この規模でこの人数を雇用することができている。③価格は当方の言い値で取引。引き合いも多く、高級スーパーとも取引している。⑤有機農業を広げるためには、安定した売り先の確保が必要。⑥消費者の意識を変えることが必要だが、食べるものへの意識が低い。⑧水稲は、有機栽培では経営面で厳しいことから特別栽培としている。⑪新篠津村は、学校給食に有機農産物を利用している。食育の一環としての取組も必要。⑫有機JAS認証は事務的な負担が多い、などのご意見がありました。有機農業現地調査の報告は、以上です。

【西邑会長】

ありがとうございました。ただいまのご報告に対しまして、委員の皆様の方から何かご質問等 ございますでしょうか。

当日、私参加したということになっているのですが、一件目だけの参加で、途中退席して申し 訳なかったですが、大塚ファームの方に行きたいなと思っていたのですが、残念ながら行けず に、また今度の機会に訪ねられればなと思います。

一件目のたまねぎを作っているつちから農場の方は、久々に私もフィールド見に行ったのですが、確か、粘土質の土壌だったと思うのですが、かなり農地インフラというのですかね、暗渠、明渠が、町の方できちんと整備されていて、その辺心配だったのですが、なかなかきれいな農地でびっくりしました。

吉田副会長は、全部行かれたのですが、いかがでしょうか。何かコメントございますか。

【吉田北海道食の安全・安心委員会副会長】

はい。私は2件、訪問させていただきました。今回、現地調査を計画、実施していただきました事務局の皆様、また、作業の手を止めて、私達に案内、説明していただきました大塚委員も本当にどうもありがとうございました。

今回参加させていただき、先程報告にもありましたように、色んなことがオートメーション化されているというところに驚きました。例えば畑に、ちょっとした、このテーブルの4分の1ぐらいの白いものがあり、それが何かなと思ったら、畑版のルンバとでも説明したら良いでしょうか、自動的に草を刈ってくれるんだという話をお聞きしました。時代はこんなところまで変わってきたのだなと驚いたのが一つです。

よく農業にはお金がかかるというお話がありましたけれども、本当に納得、経営は本当に大変なのだなと思いました。

それから、現場で作業する方達が困らないようにということで、大変効率よく動けるような工

夫がされておりました。出荷するものに対しても、作業する方達への対応も、現場での判断というものがすごく大事なのだなということを感じました。

生産だけではなく、販路の開拓、管理も常に自分たちでしていかなければいけないという状況 だということも教えていただきました。

農福連携で、障害のある方達にお仕事を分担していただいていました。健常の方達と差が無く、きちんとした収入も考えられて対応されているというところも見せていただけました。

中村様もそうでしたが、大塚委員の方からも、食に対する意識というお話が共通してございました。これに関しては、本当に私達消費者が食べるものを選択する力をこれから付けていかなければいけないなということを強く感じました。

本当に今回はどうもありがとうございました。

【西邑会長】

ありがとうございました。せっかくですから、参加された小野委員の方も、ご意見、何かございますか。

【小野北海道食の安全・安心委員】

意見は無いのですけれども、行った先々で、質問をしてもすぐ答えていただいたので、納得納得ということで帰って参りました。

でも本当に、やはり大塚さんにしても、先見の目があるというか、次から次へと色んなアイディアを出されて、工夫されて、市場に出しているというところに、本当に感心をいたしました。

先程、吉田副会長からもお話ありましたように、色んな面で、本当に目から鱗でした。

有機栽培の実態について全然知らなかったので、有機栽培というのは普通の水道水じゃなければだめなんだということが分かりましたし、素晴らしいオートメーションの取組をされているなということを本当に肌で感じて帰って参りました。ありがとうございました。

【西邑会長】

ありがとうございました。作業を止めて大変だった大塚委員の方からも何かコメントありますか。

【大塚北海道食の安全・安心委員】

先日はお忙しい中、農場に足をお運びいただきまして、どうもありがとうございました。

実際に、このように会議室でお話することと、また、実際の目で見るのとは多分、ずいぶん違う印象をお持ちいただいたようで、私も頑張ってお話させていただいて、本当に良かったなと思います。今度、会長もぜひお待ちしております。

【西邑会長】

ありがとうございました。ほかの委員の方から、何かご報告に対して、コメント等ございますか。

機会があればですね、どんどんフィールドを見てですね、色んなことやりたい、感じたい、その事が、ここでの意見交換とか議論に、収束していくのだろうと思います。また、機会があった

らやりたいと思いますし、今回、やっぱりお尋ねしたところは、篤農家と言っていいのですかね、先進的にやられているところなので、もう少し広い意味で、色んな所を見るっていう必要があるのかなというふうにも少し思いました。「現場行こう」と声かけしながらですね、なかなか時間取れずに申し訳ないのですが、今回参加できなかった委員の方も、是非、次回機会があれば行っていただきたいと思います。

議題の1のアの報告について、皆さんの方から、ご意見等ほかにございますでしょうか。なければ、報告事項については、これで終わりにして、次に移りたいと思います。

(2)の審議事項のアになります、北海道有機農業推進計画(第4期)の諮問について、事務局から説明をお願いします。

【丸子課長】

この諮問についてでありますが、これは、第4期の北海道有機農業推進計画を策定するにあたりまして、本委員会に意見を求めるというものです。本日は、本計画の素案について、委員会においてご審議いただき、次回の委員会で、本計画の(案)について、ご審議をいただいたうえで、本委員会からの答申をいただきたいと考えておりますので、西邑会長はじめ委員の皆様方、よろしくお願いいたします。

【下井課長補佐】

事務局からご説明させていただきます。

本来であれば、横田食の安全推進監から、西邑会長に会長席において、知事の諮問書を直接お渡し、読み上げるところなのですけれども、今回につきましてはコロナウイルス感染症対策のため、横田監は自席で諮問書を読上げさせていただきます。会長には諮問書の原本を、委員の皆様には諮問書の写しを事前に配付させていただいております。事情をご理解のうえ、ご確認いただければと思います。それでは、横田農政部食の安全推進監、よろしくお願いします。

【横田食の安全推進監】

それでは、諮問書の原本及び写しをそれぞれお手元にご覧いただきたいと思います。

北海道における有機農業を推進していくために、今後、道が進めます施策の具体的な展開方向を示す第4期北海道有機農業推進計画を定めるに当たりまして、北海道食の安全・安心条例第29条第1項の規定に基づき、委員会に意見を求めます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

【西邑会長】

ありがとうございました。ただいま、知事からの諮問書、私のところに原本をいただいたところでありますが、諮問のありました、第4期北海道有機農業推進計画については、道の有機農業に関する施策の方針を明らかにする中期的な指針であり、重要な計画であると認識しております。当委員会として、答申に向けて、審議を行ってまいりますので、委員の皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、諮問を受けましたので、続いて審議事項のイです。北海道有機農業推進計画(第4期)について、これも事務局から説明をお願いします。

【丸子課長】

それでは、(2)の審議事項、北海道有機農業推進計画(第4期)の素案についてご説明をしたします。座って説明させていただきます。

資料につきましては、A4縦の資料2-1北海道有機農業推進計画(素案)の概要。それとA3横の資料2-2北海道有機農業推進計画(素案)の概要図。そして、資料2-3のホッチキス留めをしておりますものが、有機農業推進計画(素案)の本体となります。この3つを使ってご説明をさせていただきたいと思います。それでは、まず資料2-1素案の概要をご覧いただきたいと思います。これは計画の章立でですとか、項目を整理したものでございます。上からいきまして、まず第1章北海道有機農業推進計画といたしまして、1の策定趣旨、2の目的では、環境保全型農業の先導的な役割を果たしている有機農業の安定的な拡大を図り、北海道農業が持続的に発展していくよう、今後の道の施策の展開方向を示すことを目的としております。3の本計画の位置付けですけれども、有機農業推進法に定めます都道府県計画でありますとともに、北海道農業・農村振興計画、北海道食の安全・安心基本計画に沿いました施策別計画であるということ。4の計画期間は、来年度、令和4年度・2022年度から令和8年度までの5年間としているところでございます。

次に、第2章の有機農業についてでは、1の有機農業とはということで、法律上の定義などを、2の有機農産物と有機JASでは、有機農産物や有機JAS規格の基準などを記載しております。3の有機農業の環境保全効果といたしましては、有機農業は原則、化学肥料や化学合成農薬を使用しないことから、農業の自然循環機能を増進させるとともに、環境への負荷を低減した農業生産方式であり、生物多様性の保全などの面があり、持続可能な開発目標であるSDGsですとか、カーボンニュートラル達成に資する取組であることを記載しております。4の道における有機農業の推進といたしまして、北海道として、平成16年度から取り組んでいる有機農業の推進に係る取組経過などについて記載しているところでございます。

第3章からは、計画の本体部分になっておりまして、有機農業の現状と課題を整理した上で、 第4章で施策の推進方針と展開方向、そういったものを示しまして、第5章で計画推進のための 各段階の取組、第6章で、その他必要な対応となっており、このような章立て、項目立てをして いるところでございます。それでは第3章以降につきましては、資料2-2素案の概要図及び資料2-3素案の本体で説明させていただきたいと思います。

まず資料2-2概要図をご覧ください。この概要図の右側の緑の部分で囲まれているところ、ここに有機農業の取組状況といたしまして、有機農業に取り組んでいる面積と戸数、それと消費者の有機農業に対する理解度の推移をグラフで示しているところです。一番左側の有機農業に取り組んでいる面積及び戸数は、それぞれ有機JAS認証と非有機JAS有機を濃い緑と薄い緑に分けてグラフにしております。一番左側の面積につきましては、平成29年度4,065haだったものが、直近の令和2年度は4,817haと増加していること。戸数につきましては、逆に、510戸から471戸に減少しているところでございます。この有機JAS認証と非有機JAS有機という言葉な

のですけれども、この言葉につきましては、資料2-3素案の3ページをお開きいただきたいと思います。下の方に、山の形をした有機農業・有機農産物の概念図というものを示しております。左上の三角形の濃い緑の部分、有機農産物と書かれている部分、これが有機JAS認証となりまして、有機農産物の日本農林規格であります、いわゆるJAS規格の基準を満たしまして、認証機関の審査を受けて認証されている有機JAS認証農家及び面積となります。これとは別に、濃い緑色の右側の薄い緑の三角形、それと紫色の横線と濃い青色の横線の間の台形の部分、これと合わせたところ、有機農業により生産された農産物の部分ですけれども、ここが非有機JAS有機ということになります。この非有機JAS有機とは、有機JAS認証は取得していないですが、有機農業を行っている戸数及び面積となります。右側の緑の矢印のところに記載しておりますけれども、この紫色の横棒から上の部分、これが有機農業推進法ですとか、本計画における有機農業の概念といいますか、範囲ということになります。有機農産物の日本農林規格につきましての説明ですけれども、次の4ページに記載しておりますので、後程ご覧いただければと思っておりますが、1つだけ、中ほどに赤字で書かれてありますけれども、この有機JAS認証を受けていなければ、有機農業で栽培されていたとしても、農作物に「有機」ですとか、「オーガニック」と表示して販売することはできない、そういうような制度になっております。

続きまして、本体部分の8ページをお開きいただきたいと思います。8ページの上の青枠にコラムとして、有機農業の統計について、を記載しております。有機農業の統計数値というのは2種類があります。①といたしまして、国が有機JAS認証機関を通じて調査している有機JAS認証を取得している農家戸数と面積で、これは都道府県別に公表されているものです。これとは別に、②といたしまして、国が都道府県、市町村を通じて調査している非有機JAS有機を含む有機農家の戸数及び面積です。道が公表している、また、本計画における有機農家戸数及び取組面積につきましては、①の国が都道府県別に公表している有機JAS認証を取得している戸数及び面積に、②の非有機JAS有機の戸数及び面積を加えたものとしております。

それでは資料2-2の概要図に戻っていただきまして、右端の消費者の有機農業に対する理解度、これは有機農業の定義を正しく答えられた消費者の割合ですけれども、平成29年度が39.2%であったものが減少傾向にありまして、令和2年度では、32.9%となっているところでございます。

次に、その下に移っていただきまして、左側の現在の第3期有機農業推進計画を策定いたしました平成29年度から5年間の社会情勢や取り巻く環境の変化を整理しております。まず1つ目といたしまして、社会全体がSDGsですとか、ゼロカーボンなど持続可能な社会に対する関心が高まっていることですとか、2つ目、本年5月に国が公表したみどりの食料システム戦略におきまして、2050年までに有機農業の面積は100万ha、全体の25%に拡大するという目標が打ち出されるなど、有機農業に対する関心といいますか、注目度が高まっているということ。また、3つ目として、国は、昨年4月に有機農業推進法に基づきます有機農業の推進に関する基本的な方針

を改正したこと。4つ目として、担い手の高齢化などに伴い、有機農業者が減少していること、 そういったことを挙げております。

また、右側の青色のところの課題といたしましては、有機農業は収量が不安定で除草などに手間がかかり労働時間が慣行栽培よりも増加すること。省力化などの技術開発や普及体制が不十分であること。有機農産物はほとんど農協等の取り扱いがないため、生産者が自ら販路を開拓する必要があるとともに、ロットが小さいため、流通コストが割高になってしまうこと。さらには、どうしても有機農産物は一般のものよりも割高になってしまいますが、消費者に有機農産物の価格が割高になってしまう部分の価値、価格に見合った価値が十分に認識されていないことなどが課題として挙げられるかと思っております。

これらの現状、課題を踏まえまして、施策の推進方針と展開方向として、4つの柱、有機農業の取組拡大、有機農業技術の開発・普及、有機農産物等の販路拡大、有機農業への理解醸成を挙げさせていただきました。ところどころに、赤字で丸新と書いてあるところがありますけれども、この部分は、今回の第4期計画で新たに打ち出した項目といいますか視点ということになります。

まず、中程の左上の「1 有機農業の取組拡大」では、推進方針といたしまして、有機農業の役割などについて、改めて地域の理解を促進するとともに、有機農業ネットワーク活動の活性化と有機農業への新規参入や慣行栽培からの転換促進により取組拡大を推進する、ということを掲げまして、下の展開方向といたしましては、有機農業がSDGsやカーボンニュートラルの目標達成に貢献し、農業の持続的な発展に資することについて、市町村ですとか、農協、農業者等、地域の関係者に対し周知啓発を図ること。有機農業者による情報交換や研修活動、消費者との交流などを行っている地域の有機農業ネットワークの活動を支援し、有機農業の取組の裾野を拡大すること。また、有機飼料の利用など特色ある有機畜産物の生産に向けて、有機JAS認証取得などによる差別化を推進すること。新規参入者や慣行栽培からの転換希望者が有機農業に関する専門知識を習得できるよう講習会などを開催することなどを挙げているところです。

次に、その下の「2 有機農業技術の開発・普及」では、推進方針といたしまして、有機農業の I C T 化、機械化などの技術開発や品種開発などを進めるとともに、有機農業者等への情報提供 等に努め、普及を推進することとしており、下の展開方向といたしまして、有機農業は除草作業 に多くの時間がかかっていることから、現在もありますが、より高性能除草機など省力化技術の 開発ですとか、リモートセンシング技術などを活用した生育診断や土壌診断などの栽培技術の開発・普及、水稲、小麦、大豆、青果物などそれぞれの品目別の課題に応じた大規模化にも対応できる技術の開発・普及などを挙げているところです。

次に、右上に移りまして、「3 有機農産物等の販路拡大」では、推進方針として、有機農産物の販路拡大に向けインターネットなど様々な販売チャンネルにアプローチしながら、これらの情報提供やマッチング、流通コスト低減に向けた取組などを推進することとしておりまして、展

開方向といたしましては、現在、様々なサイトで有機農産物が販売されており、これらのネット販売に関するセミナーの開催などを行い、新たな販路開拓を推進すること。また、どうしてもこの有機農業者単体では、流通コストが割高になってしまうことから流通コスト削減に向けた共同配送など有機農業者や地域間の連携の促進、品目別の需要の違いに応じた、それぞれに合った販路の拡大に向けた取組の促進などを挙げているところです。

そして、その下、「4 有機農業への理解醸成」では、推進方針として、有機農業者との連携等により有機農業が環境負荷を低減させ、SDGs、カーボンニュートラルなどの達成に資する農業生産方式であることなどについて、消費者等の理解の醸成を図る取組を推進することとしておりまして、展開方向といたしましては、消費者を対象とした有機農業者との直売会ですとか農業体験など交流イベントを実施して、環境にやさしい有機農業に対する消費者の理解醸成を図ることですとか、有機農業者などと連携して、学校関係者に対しまして、有機農業に対する理解を深めてもらい、地産地消、食育活動などとも連携して、学校給食における有機農産物の利用拡大に向けた取組を推進する、そういったことを掲げているところでございます。そして、水色の四角囲みに書いてありますけれども、有機農業取組面積、有機農家戸数、あと有機農産物に対する理解度、この3項目が本計画の数値目標となります。

また資料 2 - 3 の素案本体に戻っていただき、19 ページをお開きいただきたいと思います。こちらの方に数値目標を掲げております。まず生産面といたしましては、有機農業の取組面積を令和 2 年度の 4,817ha から令和 12 年度までに 11,000ha に拡大すること。農家戸数を令和 2 年度の 471 戸から令和 12 度年には 600 戸に拡大するという目標を掲げたところでございます。それぞれの枠の下の米印のところに記載しておりますけども、取組面積の目標設定に当たりましては、国が昨年 4 月に改訂いたしました有機農業の推進に関する基本方針におきまして、有機農業の取り組み面積を 2017 年度の全国の 23,500ha から令和 12 年には 63,000ha に拡大するという数値目標を掲げております。これを受ける形で、2017 年度の全国に対する北海道の有機面積の割合が17.1%となっておりますことから、2030 年のおいても、その割合を同じくすることといたしまして、63,000ha に 17.1%を掛けて、11,000ha としたところでございます。また、有機農家戸数につきましては、現在の 471 戸から約 30%増加させるということで、600 戸と設定したところでございます。また、消費面では、現在の計画においても、有機農業に対する理解度を 50%とする目標を立てておりましたが、未達になっていたということから、次期計画においても同様に 50%を目標としたところでございます。

ちょっと資料があっちこっち行って恐縮ですけれども、資料2-1にお戻りいただきたいと思います。概要をご覧ください。下から2番目に第5章計画推進のための各段階の取組といたしまして、1の道における取組といたしましては、道庁関係部局での情報共有や連携強化などに努めるとともに、振興局段階での有機農業者ネットワークの充実などに取り組むこととしております。2の市町村、農協における取組といたしましては、市町村や農協に対する有機農業に関する

情報提供に努めるとともに、研修会などを開催して、理解の醸成に努めることとしております。 3の関係機関・団体の取組といたしましては、有機農業の推進に取り組む関係機関・団体などとの 連携・協力体制の構築に努めることとしております。

また、6章のその他必要な対応といたしましては、取組状況など、毎年度点検するなど、適切 な進行管理ですとか、必要に応じて生産や消費などに関する調査を実施することとしておりま す。

以上が北海道有機農業推進計画(素案)の説明になりますが、また資料2-3の計画の素案戻っていただきまして、例えば、1ページ目の下には、有機農業による環境と調和のとれた農業生産のイメージを模式的に示しておりますし、5ページ目の下には、有機農業に関するSDGsのゴールなどを示しております。また、11ページなどには、今年の8月以降に開催いたしました地域意見交換会での主な意見などを掲載しておりますし、13ページには、有機農業の色々な種類の農法をコラムとして記載しております。

また、16ページの下には、学校給食についてコラムとして記載しております。ここで訂正がございます。下から4行目に、名寄市は米全量を有機で提供しているとありますけれども、こちらのミスで、名寄市では、お米を有機で提供していないことがわかりましたので、この部分削除していただければと思います。

あと、26ページ以降は、用語解説ですとか、参考資料といたしまして、関連する資料等を載せているところでございます。

これで有機農業推進計画の説明は終わりますが、今後のスケジュールですけれども、本日、ご 審議いただいた後、パブリックコメントですとか、関係機関・団体等との意見交換、道議会での議 論などを踏まえまして、予定といたしましては、来年2月中旬頃に案を取りまとめまして、また 当委員会を開催してご審議いただき、答申をいただくこととしております。そして、年度内に、 策定・公表したいと考えております。以上、私の方からの説明は終わります。ご審議のほど、よろ しくお願いいたします。

【西邑会長】

はい。丸子課長、説明ありがとうございました。膨大な資料で、ちょっとなかなかいっぱいあって頭に入るのは大変かと思いますが。補足でもないのですが、参考資料の4というのがありまして、今これから4期の計画を、ということなのですが、3期まで2007年からこの取組をやってきて、私の方から言ってつけてもらったのですが、一体どういう取組を行って、どうなってきたのというのを、ちょっと出していただきました。というのは、資料の2-1の1章のところの趣旨にありますように、これまでの取組を検証して、今後の策定をしていくのだということがございましたので、なかなかですね、これ見ていただくと、これまでずっと取り組んできているのですが、なかなか実装しても、うまく動いていくところも、できてないのかなということも見えます。その点も踏まえてですね4期においてどうしたら良いのか、というような話もしていくことが必要かなと思って、資料つけていただいた次第です。

さて、時間的に事務局の方、そろそろ換気のタイムに入っていいですかね。

【下井課長補佐】

はい。会議開始からお時間も経過しましたので、会場の換気のために、5分程度の休憩をとりたいと考えてございます。私の時計 14 時 50 分ですので、14 時 55 分まで休憩したいと思います。なお、会場から出られた方については、再入場の際、手指消毒の実施についてご協力よろしくお願いいたします。それでは5分間の休憩とさせていただきます。

【西邑会長】

休憩の後に今の説明に対して、皆様からそれぞれお1人ずつご意見いただきたいと思いますのでよろしくお願いします。それでは休憩の方をお願いします。

~約5分、会場換気のため休憩~

【下井課長補佐】

それではお時間となりましたので、会長、再開をお願いいたします。

【西邑会長】

よろしくお願いします。先程説明のありました北海道有機農業推進計画第4期につきまして、この後3回の委員会で、計画案が事務局から出されるということですので、それに向けてですね、皆さんのご意見をなるべく反映したいという思いがありますので、この場でですね、ただいま説明のあった計画(素案)について、ご意見を賜ればと思います。

どなたからからでも結構ですが、委員の方からお願いします。と、言っても初めに言いにくい ので、すぐ隣にいる久保先生に振ろうと思いますが、いかがでしょうか。

【久保北海道食の安全・安心委員】

はい。久保でございます。資料、素案を拝見しまして、どういったことが考えられるかというのを、ずっと考えていて。また、この委員会の冒頭で資料1にあるような有機農業現地調査のまとめも拝見しまして、それでちょっと思いついたことを言ってみたいと思います。

まず、有機認証が結構大変だというのがあって、そうなるといきなり有機をやろうっていうのも、結構ハードルが高いかなという気がしますので、例えば、もう一段階ぐらい低いところからという、要するに特別栽培から始めてもらうというのは、どうなのだろうという気がしました。

ピントがはずれているかもしれないのですけれども、現在、例えば特別栽培に取り組んでいらっしゃる方を、有機の方に引き上げるとか。あるいは、今特別栽培をしていないのだけれども、少し特別栽培してみませんかという、そういうことでなんか入口を広げるような、そういう取組は、どうなのだろうっていうのをちょっと思いついた次第です。それがまず一つです。入口広げましょうということです。

それと、この計画の中では、どちらかというと有機という一括りに割とされていると思うのですが、その中身で言えば、例えば、水稲であったり野菜であったりというような、色んな作物がある訳で、その中で何か取り組みやすいのはどれなのだろうというのは、やはり、取り組みやすいものからやってもらうっていうのが良いと思うのですよね。それで、取り組みやすさというのは、例えば技術的なものであったりとか、あるいは市場の大きさであったりとか、そういうとこ

ろを見てですね、あるいはその潜在的に、その作物を扱っている農家さんがどのぐらいいらっしゃるとかというのを見ながら、そこら辺をちょっと集中的に、攻めたらどうだろうというのが第 2点です。

第3点ですが理解度、有機に対する理解度というところ。これはもう、学校しかないという気がするので、例えば小学校なり中学校なりで、現在もやられているような給食であるとか、あるいは何か家庭に持って帰ってもらえるようなパンフレットとか、多分、今もやってらっしゃると思うのですが、そこを地道にやるしかないのかなという、そういう気がしました。以上の3点になります。

【西邑会長】

ありがとうございます。一人一人、事務局の方からお答えいただくとまた時間もかかりそうなので、何人かご質問、ご意見をいただいて、まとめてお答えいただくような形をとりたいと思いますので。続きまして、それでは手を挙げていただいているので、臼井委員の方から、お願いします。

【臼井北海道食の安全・安心委員】

臼井と申します。よろしくお願いします。冒頭で、西村会長が忌憚のないご意見をということなので、感じたことをお話したいと思います。これまで第1期、第2期、第3期について西邑会長様も、必ずしもうまくいっている計画ではなかったと、結果的に実績がそれほど必ずしも良い結果に結びついていないというようなことをお話されていたと思います。この北海道有機農業推進計画はですね、最初から有機農業というふうに、有機農業そのものから入っているのが気になります。僕は西邑会長の最初のごあいさつの、北海道の中で有機農業の位置付けをどうするかということを話された時に、ここの言葉で言えば慣行農業、これまで行われてきた農業と有機農業との比較みたいなものがない限り、即「有機農業とは」で入っていくのでは、一般の人々に広い理解が得られにくいのではないかと感じています。

これまで、多くの北海道民は、長くですね、北海道は積雪寒冷、あるいは夏季は冷涼な気候で病害虫は少なく、その結果、化学肥料等々は、本州などに比べて少なく済んでいるという説明で、多くの道民は納得してきたのだろうと思います。そこが、例えば気候変動等々によって、環境が変わってきたであるとか、何らかのですね、慣行農業、従来の農業に対しての、一つの位置付けなり定義づけがないと、最初から有機農業にスッと入っていくのは、農業全体を視野に収めていないのではないのかなという意見を持っています。

有機農業だけで語るのなら、多分この諮問案で良いと思うのです。有機農業だけを見れば論理もきちっとしていると思うのですが、最初から入口を狭くした論理になっていないのかなという点を非常に感じています。ここについては、何か、従来のいわゆる慣行農業が具体的に何が悪いのかとか良いのかということではなくて、客観的に比較したものがない限り、なぜ有機農業なのか、それはSDGsとか、カーボンニュートラルであるとか、色々なことも書かれていますけれども、従来の農業に対しての有機農業の位置付けみたいなものがなされていないと、なかなか説得力というのは、生まれないのではないかと思いました。

それから、計画というのはその期間、例えば、今回は第4期ですから 2022 年度から 2026 年度 という期間だと思うのです。これまでの計画の数値目標と実績というのは、その計画年度内の数 値目標と実績になっているのですが、この今の推進計画素案ではですね、19ページですか、この数値目標が2030年度、令和12年度になっています。それは、第4期の素案の計画年度の4年後になってしまっています。計画の内容等、数値目標が、時間的に4年の差があるので、計画の反映になるのかなというのを単純に疑問に思いました。とりあえず以上です。

【西邑会長】

はい、ありがとうございます。2番目の点は僕も質問しようと思っていたのですが。そうですね。その辺どうなっているのか、後でお答えいただきたいと思います。

お手が上がっていた、大塚委員ですか。お願いします。

【大塚委員】

有機農家の立場から話をしますが、有機農家が減っていくのは、苦労する割には、その価格が 見合わないからであると思うのですが。消費者の方が有機野菜を買わない理由というのは、価格 に対して価値を見いだすことができないからという、こういう理由だと思うのです。消費者との 理解推進のための消費者交流の手段として、マルシェなどを開催して、というようなのがどこか で見えたのですが、うちはですねマルシェとかには基本出店していなく、何故かと申しますと農 家が畑を空けるということは結構1日仕事で大変なことですし、チカホとか道庁赤れんが前など でもよく行われていますが、あのスタイルだと農家が消費者の方に野菜を買っていただくスタン スになってしまって、うまくいかないのです。

うちも消費者交流をよくやっていまして、消費者の方に畑に来ていただいて、農家から直接説明を聞くなどして、農業体験をした後に買う野菜は皆さんすごく理解するので、どんどん買ってくださるのです。そうやって畑のことを分かった消費者の方の方が、長い間農業に対して理解を持ってファンになってくださるのではないかと思っています。その方が手間はかかりますけれども、そういう交流のやり方をした方が、理解者が増えて良いのではないかというふうに思います。

あと、ICT機械化などの技術を導入するということなのですけれども、わたしの息子が実は 農業高校に通っておりまして、農業高校の中でも、このICT化というのを取り組んでいるので すが、農工連携ということで工業高校の生徒さんと、その環境制御のハウスのことを連携してや っているそうなんです。Zoomなどで話をしていく中で一番苦労したことは何か、と聞きまし たら、こっちの伝えたいこととあっちの伝えたいことが全然わかり合えないそうなのです。結局 工業の方は数字でものを言わないと駄目で、でも、畑の中において数字で言えるようなことがあ まりなくて、もっと曖昧ではないですか。だから、やはり工業の方には畑の現場に来てもらっ て、実際に畑のことをやってみて、こうゆうものなのだなとわからないと、こういう機械を作る ことに役立ててもらわないと、とんちんかんなことになっている現状を感じるのです。なので、 工業に限らず行政の方もそうですけど、道庁の中ではなくて、是非畑に何日か農業の体験に来て いただいて畑の現場をわかった上で施策を考えていただいたほうが、遠回りに思えても、より心 のこもったことが考えられるのではないかと考えています。以上です。

【西邑会長】

ありがとうございます。

いま、三名の方から出たので、あまり多くなっても答える方が大変なので、この辺で1回お 願いします。

【丸子課長】

はい、ご質問ありがとうございました。

まず、久保委員の方から、いきなり有機は難しいので特別栽培などから始めて、入り口を広げては良いのではないかということなのですけども、地域の意見交換会とかでも、そういった意見もありますし、逆に初めから有機だと、勇気を振り絞ってやるべきだというような方もおられたものですから、ちょっとそこら辺は人それぞれなのかなと思っております。我々としても今後、有機農業に対する技術だとか、営農技術、栽培技術、そういったものを積極的に農業者だとか新規就農希望者の方々に、情報発信なり講習会を開催して、裾野を広げていきたいなというふうに考えているところです。

【西邑会長】

すみません横から入って、たぶん、久保先生が仰ったのは、有機を担っていく人材、潜在的人材ですね、そこのどこを見ていて、例えば、特別栽培をされている方の中で、有機をやりたいという方がいらっしゃるけれどもハードルがあるのかとか、その辺の段階的に、潜在的人材をどうやってもっていくのかというご質問だったかなと思うのですが、違いますかね。

《久保委員頷き》

【西邑会長】

その辺の担い手のマーケットというのですかね、そこら辺をどういうふうに考えていくかということかと思うので、またその辺を色々考慮していただければと思います。意見も含めて。

【丸子課長】

そう言った形で進めていきたいと思います。

あと、取り組みやすいものに集中的にということなのですけど、本体の8ページを見ていただきたいのですけれども、これが下の横棒グラフが令和2年度におきます品目別の有機農業の取組面積ということになっておりまして、一番多いのが畜産の牧草で2,455haと、全体の約半分近くになっていると。続いて、そばが775ha、大体率にして15%、あとは大豆が6%弱、かぼちゃも6%弱というようなことで、多分ここら辺が、ここら辺がと言ったら変な言い方ですけど、取り組みやすい作物なのかなと思っております。私ども5,000haを11,000haに増やす目標を掲げているのですけれども、多くは、この牧草なり飼料作物、そういった畜産関係のところで広げていければなと思っております。あとは、国なり道の方で、機械の技術開発ですとか、栽培技術、そういったものを開発していくことによって、全体的に底上げといいますか、面積が増えていくのかと思っておりますけれども、多くのところは取り組みやすい牧草だとか、そういったところが占めていくのではないかなと思っておりますし、そこに対して取組を集中していきたいと思っているところです。

【西邑会長】

すいません、また、中に入って。久保先生どうですか。今の話に対して。

【久保先生】

例えば、もう少し、たまねぎが伸びるのじゃないかとか、そういう情報は、お持ちでしょうか。

【丸子課長】

あとは、栽培技術ですとか、除草機械、そういったものの開発の状況に応じてだと思います。 水稲の農家さんとかもですね、もう少し有機をやりたいのだけれども、今の機械では手間がかかって、これ以上広げることができないと、たまねぎに関してもそういうことがあると思います。 そういったネックになる部分、主に除草だと思うのですけれども、除草技術、機械化、そういったものがされれば水稲やたまねぎ、大豆、小麦、そういったものが増えていくのではないかなと思っておりますし、その技術開発に向けて、取り組んでいきたいと思っております。

【西邑会長】

いいですかね、私、専門が畜産なので。牧草は最終産物ではないですよね。この最終産物は有機牧草、牧草の場合は、放牧地の牧草なのか、収穫した牧草なのか、乾燥なのかによって違ってきますけれども、最終産物は牛になってきて、牛肉、あるいは豚の場合もあるかも知れませんが、そういうことになってくると、ちょっと他の品目とは違ってくるのだろうと思うのですよね。それで、どの品目というのは、面積を増やしやすいからいくのではなくて、どこにニーズがあって、どこだといくのかという、絞っていくということが必要なのではないかなということが、久保先生のご質問の根幹にあるのかなと思いましたので、その辺もあわせて考えていただければと思いました。

【丸子課長】

久保先生の方から理解度、理解の醸成のためには学校を中心にやるべきだというご意見があったと思います。我々としましても地産地消だとか食育、そういったものと連携いたしまして学校給食に、いかに有機農産物が入るかということについて、取り組んで参りたいと思います。ただ一点、学校給食というのは、ご承知のとおり父兄の給食費によって食材費をまかなう制度となっておりますので、どうしても有機農産物が多いと、どこかにしわ寄せといったら変ですけれども、減らさなければならない部分が出てくるということでですね、なかなかすぐにということにはならないのかもしれないですけれども、関係者だとか父兄の方々、そういった方々に理解していただくように取り組んで行きたいなと思っております。

【西邑会長】

すみません。度々入ってごめんなさいね。川畑委員、これ学校給食の関係もでていますが、そ の辺の観点から、なにかコメントありますか。

【川畑北海道食の安全・安心委員】

私は、出身は病院なのですけども、病院の角度からも色々話し合いの場でもさせていただいて、ちょっと私が今考えていたこと、今のことからは、ちょっとずれるのですけど、本当に忌憚のない意見を、というところに甘えさせていただき、先に私が考えていたことをお話ししてもよろしいでしょうか。

実はですね、10月19日私も本当は参加したかったのですが、室蘭、西胆振の方で認知症教室というのが開催されておりました。そこで、栄養講話をしてくださいということで、私講師として入っていたものですから参加できなかったのですが、その時に強く感じたことは、比較的お元気な高齢者様が、その認知教室にいらっしゃるのですね、その中で一番知りたかったのは「栄養のこと」だったっていう話がありました。

結局、高齢者様が、いかに認知症にならないかとしっかり考えられている方は、色んなことを知りたがっています。その中で、栄養のことに関してお話をしたことは、やはり必要な栄養をきちんと取りましょう、だけどなかなか少量でなかなか召し上がる量が少なくなってきているっていう現実もありましたので、私はこの有機野菜に関して、非常に栄養価に関して私は有用なものと思っています。あと、味覚も落ちてきますので、そういう意味では非常にこの商品を使うべきではないかなと思っているんですね。

ですので、私は、3と4の販路の拡大と、あとはその理解の問題のところに触れますけれど も、やはり販路に関しては、商品そのものを売り出してもなかなか高齢者は調理をするというこ とが非常に大変になってくるのですね。ですので、コープさんでもよくやられています「半調理 状態」にしていただけるだとか、あとは摂食・嚥下障害の発生している方、この方は本当に少量 しか召し上がれないので、より良い商品を商品化していただけるっていうことは、今後ですね、 非常に重要じゃないかなというふうに考えています。

ですので、学校給食に対する教育の問題とか啓発の問題のほかにですね、これからは本当に4分の1ぐらいの方は皆さん高齢者となっていくわけですから、その高齢者に向けて、比較的お元気なうちから、この有機野菜に関することの情報というのは、なかなかWebやオンラインというのは無理なものですから、何回もお話ししていますとおり、リアルでですね、お話のできる機会を設ける必要があると思いました。ですので、認知症教室で本当に時間が食い込んでしまうぐらいの質問攻めにあったのですけども、やっぱりそういう教室のようなものを頻回に作っていただけたり、あとですね、介護者に対することも一つあって、私ちょっと考えているのは、介護する人方、30代から50代の方に対する教育っていうのは、やはり重要じゃないかなというふうに思います。学校給食だと学校の「子供の親」なのですが、逆に介護から見た「介護者」に対する教育ですね、その辺のところも非常にこれから重要になるのではないかなと私は思っておりますので、価格に対して確かに高いかもしれないのですが、量が少なく質の良いものを商品化するということ。そんな意味でちょっと考えておりました。以上です。

【西邑会長】

はい。ありがとうございます。栄養学的な観点から、理解度をどう醸成するかというところ、 小中の給食を通じた食育というところもありますが、高齢者、あるいはその高齢者に食事を提供 する30代、40代の栄養管理者、こういった方々、様々な方が対象となって、それぞれに応じた理 解の促進策に行きつくことが大事なのではないかなというようなご意見だったろうと思います。 そうしましたら、続きましては、臼井委員から出ていましたご質問に対して、いかがでしょうか。

【丸子課長】

臼井委員の方からは、今まで3期やっているけども、なかなか必ずしも良い結果となっていない。慣行栽培との比較、そういったものをきちんと打ち出すべきではないかというようなことかと思います。

本体の5ページを見ていただきたいのですけれども、北海道における農業の概念図ということで、慣行農業があり、クリーン農業があり、そしてYES!clean農産物があって、特別栽培米、特別栽培農産物、有機農業というような、こういうような形で色々あるということについて、我々説明不足だったのかなというふうに思っておりますので、今後とも、北海道農業における有機農業の位置付け、そういったものをきちんと周知といいますか、説明していきたいと思っておりますし、1ページ目の目的のところにも書いてあるのですけれども、有機農業につきましては、農業の自然循環機能を大きく増進すると、そして環境への負荷を低減するということもありますので、北海道といたしましては、環境保全型農業の先導的な役割を果たしている有機農業、そういうような位置付けで、今後とも推進していきたいなと思っております。

また、計画の期間と目標年が違うということだったのですけれども、仰るとおり計画は4年から8年までの5年間。そして、目標年は2030年、令和12年ということで違ってございます。これにつきましては、一般的な計画ものというのは、計画期間と目標年というのが同じ場合が多いのですけれども、2ページ目の位置付けのところに北海道農業農村振興条例、振興計画というのがあるのですけれども、これも計画の期間は5年ですけれども、目標は概ね10年後においているというようなことで、そういう期間と目標年が違うというのも、ままあることだと、我々では思っております。もう一つ、国の方で、有機農業に関する基本方針というものを昨年4月に打ち出しまして、その目標年が2030年ということでございましたので、目標年は2030年、令和12年というふうにして、計画を推進するのは、まず5年間色々やってみて、その段階で、2030年に向けて、あと何が足りないのかと、いうことについて、またご議論いただいて、計画を改定するなりしていきたいというふうに考えているところでございます。

最後に、大塚委員の方からマルシェよりも農作業体験でとか、畑に来てもらって、そういうことをした方が有効ではないかということですとか、計画なりそういったものを作る人間、あと機械を作る人間はもっと現場に来て、現場を良く知って、それで色々役立てて欲しいというお言葉だったと思います。今後とも、我々できる限り現場だとか、そのようなところに行ったり、現地、地域の方々と意見交換なりをしながらですね、計画を進めていきたいと思っておりますので、参考にさせていただきたいと思います。以上です。

【西邑会長】

はい、ありがとうございました。臼井委員から出ていたのは、慣行の農業に対して、この有機 農業というのはどういう位置付けで、それで、そういう対比のもとにこういうことをやらなきゃいけないのだというのが、どこかにきちんと謳われているのかな、というご質問の内容を含んでいたように思うのですが、私も同じように思っていまして。やはりどこか趣旨のところに、これはこういう位置付けでやるのだっていうような文章が入った方が良いのかな、というふうにも思 いました。そこは、ご検討いただければと思いますが、臼井委員いかがですかね。

【臼井委員】

はい。言ってみれば広く農業全体の中の有機農業なので、その全体的な農業というのを一度踏まえた上で入っていただくと、計画を読む側はすっと頭に入ると思うのです。最初から計画の文章が、農業の一部である有機農業から入ってしまうと、ほかの農業のことを考えている人達はちょっと取り残された感じがするかもしれないというのが趣旨ですので、その辺よろしくお願いいたします。

【西邑会長】

ありがとうございます。多分、道の方は、もう20年近くこれをやろうとしていて、皆さん頭の中に入っているのですが、理解度を醸成するうえでも、そういったところをきちんとわかりやすく提示するというのも必要かなと思いました。

それと、目標年につきましては、確かにおっしゃる通りで第1期の目標も実は23年度終了なんだけど、25年度目標になっていたりするのですが、今までやっているから、それと2030年度というのはSDGsの目標年であるので、その辺にもあっているのでしょうし、国の施策とも、ということなのでしょうが、その計画の中で達成する目標と、この計画を実行した上で将来的に達成される目標というのを、少し分けて記載ができれば、よりわかりやすいのかなというふうには思いました。

あと大塚委員の仰っていたマルシェなどに出向くというのは、もうとても大変で、それは逆に 売り場になってしまうという、その売り場ではなくて生産地をちゃんと見てもらうことによって 理解してもらうっていう方がずっとよろしいのでないかということなので、その辺も計画の中 に、そういうことを盛り込んでいただければと思います。

農業高校と工業高校の連携、うちも北大の中で農工連携といって、農学部と工学部、水産も含めて、農工水連携なんてやっているのですが、高校がこういう取組をやられているのは非常に新鮮な情報でした。ありがとうございます。そこをやる上でも、お互いに現場を見るっていうことはとても大事なんだというご意見だったので、生産者、消費者、流通含めて、この有機農業に対して、生産現場を見て、あるいは逆に消費の現場を見て、取り組んでいくことが大事かなというふうに思いました。貴重なご意見ありがとうございました。

川畑委員の方は途中で振ってすいません。また後でご意見あればお願いします。それでは、ほかの委員からご意見いただきたいと思います。挙手で。小野委員、お願いします。

【小野委員】

すいません。先程から、消費者の意識が低いとか、結構何か言われているのですけれども、消費者協会では一応、SDGsの取組を今しております。理解が少ないのではなくて、私達は昔から有機農業をして欲しいっていうふうに、農家さんに色々お話した時にですね、うちでやったとしても農薬が飛んできて、うちだけではできないんだよ。みたいなこと言われた。ちょっと失望したのですね。だから、有機農業をやりたい農家さんはいると思うので、そこら辺のPR、ひろめ方というか、農家の理解もちょっとね、農薬が飛んできてできないんだよと言われてそれで終わりなのはちょっとショックなので、その辺をどういうふうに考えていらっしゃるのかなという

ふうに考えております。有機でもっともっと盛んに皆さんが作ってくだされば、我々消費者の目 のところに商品も出てくると思うのですが、あまり有機栽培のものが市販のところに出てきてな いというのもありますよね。作っている農家さんが少なく、それで、あまり目にできないので、 理解度も少ないのかなっていうふうに、こないだ色々見せていただいて、理解をしたのですよ ね。ですから、そこら辺のPRも必要かなと思いますし、先程学校給食で、というお話でした が、私もちょっと学校給食に携わっていたのですけれども、これからの子供達は、生きる力とい うか自己管理能力を身に付けるということが、教育の中の一環としてありますので、子供達にや っぱり有機栽培のものはこうなんだよ、これだけ、こんなに美味しいのだよって、こないだのお 話はたまねぎも甘いしとか色々言われていましたので、有機栽培をしたものがこういうふうに安 全で美味しいのだよと。先程、父兄負担で安くなきゃ駄目みたいにちょっと言われたのですが、 一品でも二品でも、そういう有機栽培のものを使って、子供達に教育していただくと、子供はお 母さんにこれは安全だよって、反対にお母さん方がそれを知って買うという方法もありますの で、やはり、子供達にもっともっと浸透して、この有機栽培の良さというのを、理解してもらえ るような、各町村には栄養教諭というのがおりますので、その方々が食を通じて子供達に、食教 育というのをしておりますので、道庁の学校教育健康体育課ですか、そこともちょっと連携をし ながら色々進めていただければなというふうに広がっていくのではないかなと思います。

それと、私、前にもちょっと質問したのですが、インターネットで広報とか、販売はいいのですけれども、周知するのもインターネットにしております、というのがよく書かれているのですけれども、やはり高齢者になるとなかなかインターネットができないので、そこら辺のPR方法も色々考えていただければなと思います。以上です。

【西邑会長】

はい。ありがとうございました。そうしましたらもう一方。はい、お願いします。鈴木委員。

【鈴木北海道食の安全・安心委員】

計画をざっと聞かせていただいて、ちょっと抜け落ちている部分があるのではないかと思って。背景といいますか、今年の3月かな、農水省で出されておられましたけども、みどりの何とかという将来計画を出しているのですよね。そこで、2050年に有機農業の耕地面積を全耕地面積の25%にするって書いてあるのですよね。それで現状はどうかというと、0.5%なんですよ。ということはすべて0.5ずつ増やしていっても、ここから30年後に25%に到達するには至らない、というような話ですよ。それで、どうしてそういうことを言い出したかというと、日本の有機農業の耕地面積あたりの割合は、世界でも低く、アジアの中でも低いのですよ。ヨーロッパなどの10%超えるような国が軒並みあるのですけど。日本は現状0.5%と、あれだけ広い中国からも、パーセンテージで負けている。有機農業の耕地面積が。ということで、それを何とか増やさなくてはいけない。

それも、ヨーロッパでは、結局、例えば、他のEU圏内の他の国に出すという時も有機JAS 認証つけてないと売れないとか、そういう状況がある。

先程から出てきているSDGsの話なのですけど、結局そこが一番大きくて、環境負荷を減らすということで、化学肥料、無農薬はもちろんという、そういう話ですよね。そうすると、北海道として考えたときに、国がそういう方針を出している訳です。それと、つまり国に言われたの

で、ほかの県と同等でそういうことをずっと進めていこうとするのか。それとも、農産物の生産量、ほかの東京などに比べて圧倒的に多いわけですけど、そういう意味で、北海道が先導的にもっと、これは世界の潮流で、節目が変わったのだと、例えばエネルギー生産に化石燃料を使わないよっていう世界の流れになっている訳じゃないですか。有機農業も、今やヨーロッパ中心に世界の流れになっている訳ですよね。そういう中で、北海道が日本の中において旗振り役っていうかもっと先導的にやっていこうというふうに考えるのか、それとも、やらないよって立場になるのか。その、どっちかを決めなくちゃいけないという、今、非常に重要な節目、潮目かなというふうには思います。

もし、積極的に旗振り役するとすれば、酪農大国でもあるわけですし、例えば、そのふん尿とかいっぱい出る訳じゃないですか、そういうものをたい肥にするとか、農水省の計画の中には、施設園芸ですら有機栽培化すると言っているのです。それは、化学肥料が使えないですから、養液栽培できないのですよね。養液栽培するためには、例えば尿を再処理して、それから化学肥料化して養液にするとか、そういう技術開発っていうのが出てこなくちゃいけない訳で、バイオガスもそうですけれども、そういうトータルで見た循環式の農業のどこにテコ入れをして、しかもそこでできたものをどうやって消費者に効率的に受け入れてもらうようにするかという施策を考えるということが重要になってくるのではないかなというように思います。以上です。

【西邑会長】

はい、ありがとうございました。当初、私も臼井委員からもありましたけれども、位置付けというのは、そういうところも含めての位置付けなんだろうと思うのですね。それで、その時に、国もそうなのですが食料基地としての北海道が、何をもって何に向かっていくのかということを提示するということは、日本の食料政策を決める上でも重要になってくるのかなと思うので、そこのところは本当に議論して、決めていく必要があるのかなというふうに、私も思います。ありがとうございました。

もうひと方にご意見伺いたいと思いますが、山﨑委員、お願いします。

【山﨑北海道食の安全・安心委員】

山崎でございます。私もずっと実験室で研究ばかりやっていてあまり現場のことは理解していないので、とんちんかんなこと言うかもしれないのですけども。ちょっとこの計画を拝見させていただきまして、一つ驚いたことがありまして、特に消費者、理解度なのですけども、ご説明で正しく定義を答えられた方が33%。こんなにもたくさんおられるのかというのが現実的な感じです。私の個人的な意見ですけども、もし30何%も理解しておられる方がいるにも関わらず、価格が高い等とかで、なかなか野菜を買っていただけないということになっているのであれば、それはとても忌々しき問題かなと私は思います。それを50%に理解度を上げたとしても、購入者も増えなければ、農業従事者の方に対してあまりメリットは増えないと私は理解をしています。

全体的に拝見しまして、有機農業の従事者の方を増やすということがものすごく主眼に置かれているように思いますので、私は少し違う観点で言いたいのは、実は私も水産学部におりまして、高校に行きまして、入学者を増やす為の広報PRというのも、何回か担当したことがあるのですけども。高校に行きますと、高校の先生にまず、言われることがありまして、水産学部なので水産業というイメージなのですけども。水産学部で水産業をやって明るい未来はありますか

と、言われるのです。結局、多分そこかなと思いまして、例えば農業もそうなのですけども、有機農業に参入すれば明るい未来があるというふうに農業従事者の方、もしくは一般の方が思えば、自動的に従事者の方は増えてくるだろうと私は思っています。

きっと、そうするためには、やはり需要者、消費者の方の数、欲しいという人の数をどうやって増やすのかと。たくさん欲しい人が出てくれば、当然、供給が少なくなりますので、自ずと市場の原理からすると、価格は高くなるのではないかと思うのです。そういう言い値で今買っていただいているというのは多分、購入者の方の数と作ってもらう方の割合の関係が多分にあるのではないかと思っていまして、もし、従事者の方を計画通りにものすごい数が増えて、購入者の方が増えなければ、作ったものが余るということは値崩れを起こすのではないかと思います。そうすると、参入してもメリットないということになりますので、私もこの消費者の理解度というか、「消費者が購入したいな」と思える施策の方にかなり力を割いた方が、最終的には良いと考えています。

先程から出ている「理解度醸成」なのですけれども、例えば栄養価というお話が出たのですが、そういう時に出てくると、やはり科学的根拠をもって説得力ある形で言うのが筋かなと思っています。私の専門が食品安全とか衛生なので、特に有機栽培ですと、身体に良くて安全だという言葉が結構イメージあるのですけども、これについては、多分科学的根拠で証明するのはなかなか難しいと私は理解をします。

どちらかというと、これは栄養価とか、身体に良いというより、環境保全という観点が主眼なのかな、というふうに理解していますので、どのように消費者の方にこのメリットというのを伝えるため、アイディアを色々な人から募って、施策の中に入れる方が良いと考えています。

どちらかというと、これは農林水産省だけでやれることじゃなくて、恐らく、今の機運はCOPとかで高まっていますので、環境省あたりとも連携しながらアプローチして、若い世代に教育していくと、私達の年代だと、なかなか受け入れられないことも若い方々に教育すれば、恐らく10年、20年、30年経ってくるとそれがスタンダードになっていくのかなというふうに感じます。以上です。

【西邑会長】

はい、ありがとうございました。そうしましたら、小野委員、鈴木委員。山﨑委員から出たご 質問、ご意見につきまして、事務局の方からお願いします。

【丸子課長】

はい。ご質問ありがとうございました。小野委員の方からですね、有機農業を広げるためには そもそも有機農産物が少ないので、なかなか買い難いというか、そういうようなこともございま した。確かに現在、有機農業というのは、全体の1%もない状態で、普通のスーパーに普通に有 機農産物が売っているかというと、そういう状況にはなっていないのかなと思っておりますけれ ども、今後ですね、そういったものが増えるように色々と農業者、流通業者、そういった方々と お話をしながら、進めていきたいと思っておりますし、子供達に有機農業、農産物を理解しても らうことが必要だ、そのためには教育庁とも連携してやっていく必要があるというご指摘だった かと思います。仰るとおりで、我々も、学校給食だとか、学校における有機農業、有機農産物、 そういったものの理解促進のために、教育庁とも連携しながら、取り組んでいきたいというふう に思っております。

PR方法について、ネットだけじゃなく、高齢者の方と言ったら失礼な言い方かもしれないですけども、そういった方々にも情報が届くように、方法を今後考えていきたいというふうに思っておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

あと、鈴木委員の方から、国が出したみどりの食料システム戦略、そこでは、2050年に100万ha、25%まで拡大するというようなことが出ている。それと今回の計画との関連はどうなのかということだったかと思います。国におきましては、このみどりの食料システム戦略の中でも、有機農業の取組の拡大といたしまして、まずは2030年までに技術体系だとか、省力化技術を開発して、2030年までは農業者の底上げだとか、その拡大に取り組むと。そのために、基本方針で2030年には63,000haという目標を持っておりますし、その変更はされていない。その後2040年までに、多くの農業者が取り組むことができる、次世代の有機農業技術を開発、確立して、そこから一気に拡大していくのだというような姿を描いていくということもありますので、今回この有機農業推進計画を策定するに当たりましては、目標が2030年ということもありまして、みどりの食料システム戦略は、横目には見ているのですけれども、実際、そことのリンクというのをしていないというのが現状でございます。また、技術開発なり、社会実装が行われた後に、どういうふうになっていくのか、そういったものを見ながら、今後、有機農業の推進について考えていきたいなと思っているところです。

山﨑委員の方から、購入したいと思えるような理解度。栄養とかではなくて、環境の面から色々やった方が良いのではないかというような、ご提言というか、ご示唆をいただきました。

私どもも、ヨーロッパの方はどちらかというと、そういう環境にやさしいから有機農産物を買うのだという消費者が多いという、調査結果があります。逆に、日本におきましては、有機農産物を選ぶのは安全だから、身体に良いから、というようなことで、環境とかというのを理由に選んでいる人っていうのは、欧米に比べて少ないというような結果も出ております。ですから、我々といたしましては、そういった面を、消費者の方々に理解していただくような取組、そういったものを進めて、少しでも購入意欲が増えるような取組をしていきたいなと考えているところです。

以上です。

【西邑会長】

はい。ありがとうございました。結構本質的な、小野委員や山崎委員、鈴木委員から出ている ところで、どういう位置付けに持っていくか、それとどういう教育をしていくのか、どういうふ うに人材を育成していくのか、という根本に関わるような問題が含まれているように思います。

理解度っていうのですが、確かに山崎委員が仰るように、30%以上が理解してればかなりの数字なのかなと思いますが、これ、理解度との分母と、あと項目を何にして、どの程度判定されているのかというのが、わかりませんが、例えば参考資料の4にありますような、第3期の数値目標の中では、有機農業に対する認知度という言葉が使われているのですが、4期の目標としては理解度という言葉が使われてですね、この辺も何か違いがあるのでしょうか。

【丸子課長】

第3期では認知度という言葉、第4期では理解度というような言葉なのですけれども。これは

道が消費者に対してWebでアンケート調査している数字ということになりまして、違いについては、後ほどお答えします。

【西邑会長】

また後で、教えていただければ。

小野委員からもですね、何か理解が進んでないというふうな話や、いや結構みんな知っているるよというところもありましたし、どういう方にどういうふうにエビデンスに基づいて、何を基軸にこの有機農業のベネフィットという良いところを、マーケットに伝えていくのか、消費者に伝えていくのかというのは、きっちりしとかないと、有効な手段がとれないような気がしますので、その辺よろしくお願いしたいと思います。時間もちょっと押してきたので、すいませんが、まだご発言のない方にご意見、ご質問いただきたいと思いますが。はい。松田委員お願いします。

【松田北海道食の安全・安心委員】

松田といいます。よろしくお願いします。有機農業への理解情勢ということで、消費者の考えているといいますか、求められるというのを想定するとですね、消費者を対象とする有機農業者とのイベントだとか、あと、有機はこんなに安全で安心なものであるということを伝えるためにですね。その為の、僕ら食の安全・安心に関しての委員ということで、SDGsの循環型というのがございますけども、ただ、そちらの方を考えると、それを推進していくための、何か道の登録制度の推進員さんがいて、出向いて何か講義をするだとか、講習をするだとか、そういう制度がこの安全推進局の方にあるのかというのと、あと、先程、大塚委員の方から、現場の事業者の方が出向いて、何かすると言うと、非常に時間を費やされるという部分もありますので、そういう方が肩代わりをして、取っ掛かりを作っていただいて、認知していただくと。それでですね、再度そのようなイベントだとか、先程言ったマルシェだとか、そういうものに足を向けてもらう、という流れが自然なのかなというふうに、消費者としては考えております。

あと、小野委員さんの方からも言われましたけども、高齢の方がインターネット見るなんてことは多分ないと、絶対ないことはないですよ。ですけども、やっぱりマスメディアっていう言葉 使っていますけども、そちらの方で大々的に行政の方からアピールできると良いと思います。

昔ですね、僕の記憶だと「何チェン!」とか言って、米の政策の方で道内食率を上げるっていう運動をされていたと思いますけども。それが著しく伸びてですね、非常に良い結果となって、今でも耳に残っている、その「キャッチ」みたいなものを何かされて、計画の一つの中に、消費者向けに何かこう取っ掛かりやすいようなものを組み込んでいただければというような思いもございます。以上でございます。

【西邑会長】

はい。ありがとうございました。あとは、菊谷委員、お願いします。

【菊谷委員】

はい。北海道ぎょれんの菊谷といいます。今回の会議に向けて資料いただいてですね、どうやったら有機栽培が増えるのだろうかということで、一通り考えてみたのですけども、本来であれ

ば、作り手も買う方も納得するような価格が自然に表現されて、サプライチェーンの中でですね、そういう価格が出来上がれば、作り手も買い手も納得して買って、どんどん増えていくのだろうなと思います。

ただ、今の日本といいますかですね、これだけやっぱり食べ物もあって、まだまだ飽食といいますか、選択の余地がいっぱいあるのだと思うのですよね。その中で、今、私が申し上げた、ベストな価値といいますか、価格差といいますか、それが表現されるというのはやっぱり非常に難しいことなのだろうなというふうに思っています。

話がちょっと脱線し、私のフィールドで話をさせてもらいますけれども、すでに皆さんご存知と思いますが、北海道の海が大変なことになっています。温暖化によって鮭が取れない。赤潮によってウニが壊滅的な被害だと。世界の誇るこの食料基地北海道でこういうことが起きています。食の安全だとか安心だとかそんなことではないのですよ。食料が無い、という危機が今まさに来ている、という状況を、北海道民の方にはもっともっとやっぱり認識をしていただきたいなと思います。その上で、再三、先程からお話に出ているとおり、いかに環境負荷を減らすかとか、自然循環機能を活用するかですとか、そのような可能性を模索していただきたい。

海の水を取り替える訳にいかないのですね、残念ながら。でも、私の勘違いかもしれませんけれども、農地・土地というのは、人の手があれば、まだまだ何か工夫ができるのではないのかな、海に比べればまだまだ可能性があるのではないのかな、というふうに感じる次第でございます。そんなこともあってですね、ちょっと浪花節的な発想ではあるのですけども、やっぱり北海道の自然をいかに守るかとか、そういう考え方、心意気といいますか、そういう感覚をもっともっと醸成するような、何か施策がないのかなというふうに思った次第でございます。以上です。

【西邑会長】

はい、ありがとうございました。先程、山崎委員からもありましたが明るい未来があると、そこは計画の中にですね、きちんと目標値、KPIではなく、その未来が見えるんだよっていう、ポジティブなメッセージが皆さんに届くような計画案になればなというふうに私も思いました。ありがとうございました。では、副会長の方からお願いします。

【吉田副会長】

はい、ありがとうございます。皆さんのご意見とちょっと被ることもあるとは思いますが、今回皆さんの意見をお伺いしたり、資料を見させていただいて感じたのは、有機農業に取り組む方を増やすということももちろん大事ですが、担い手不足、高齢者による農業者の減少といわれています。今現在、有機農業に取り組んでいる方達を守る方法だったり、支援することが、まず、大切ではないかとかと思いました。こちらに載っているのは、どちらかというと有機農家さんありきの話で、さらに増やすのはどうするのかというような話のように聞こえるところも正直ありました。取組の拡大というところでは、新規参入者、新規就農、慣行農業から転換する方への専門知識の習得に向けた講習会だったり、学習というふうに謳われているのですけれども、それももちろんすごく大切なことなのですが、多くは自分の想いに合った生産者さんのところで何年間か研修するとか、教えていただいているのではないかと思うのです。ぜひ、今現在の農業に取り組んでいる方達への支援や守ることも、ちょっと入ったら良いのかなと思いました。

また、新規就農の方や慣行農業から転換する場合に、農地の問題があると思います。新規参入

の方でしたら、今ここの農地が空いているからどうぞ、と言って明日から栽培できる訳ではありませんし、転換する方達も最低でも2年間は空くわけですから、その間の色々な支援が必要になってくるのかなと思いました。

それから、気候変動だったり、環境問題というのは、今、農地だけではなく、本当に世界中で問題になっております。SDGsは学校で学んでおりますので、今の小学生、中学生、高校生の方が本当に幅広く、理解していると思います。世界各地で色んな運動を起こしているのも若者です。そういったところで、この農業に関する、食に関することも、若者へのアプローチも必要なのではないかと思いました。以上です。

【西邑会長】

はい、ありがとうございます。さっき、川畑委員から途中で挟んでしまったので、何か言い残 しありましたら。

【川畑委員】

はい。すいません。途中で少しずれながらお話をさせていただきましたが、私は全体的なことを考えると、やはり消費者側と、こう立場が違うところでお話をせざるを得ないのですが、関心の低い方と、またもう一つは関心が高いけども理解がし辛い方ですね、そういう方にいかにして理解していただけるか。私は理解度のところで、何で下がってきているのかなぐらいの感覚で見ていたのですが、確かに32%も理解をされていたら、もう少し推奨されてくるのではないかというのは、もちろんそうだと思うのですが、理解度の深さだとか、そういうところっていうのは、どのようになっているのかなということも少し気にはなっていました。

あと、情報入手のできない方に対してですね、小野委員からも出ていましたが、そして私も、 この会でお話をさせていただいていますが、やっぱりその辺のところがうまく入っていくと非常 に良くなるのではないかなというような感覚でおります。以上です。

【西邑会長】

ありがとうございました。それでは、ただいま出ましたご意見、ご質問に対して、事務局の方からお願いします。

【丸子課長】

はい。ご質問ありがとうございました。松田委員の方からは、食の安全・安心ということで「推進員」とかそういった制度があるのかという、ご質問であったのかなと思っておりますけれども、私ども食の安全・安心委員会なりでですね、取り組んでいるのですけれども、法律に違反すると言ったら変ですけれども、そういったことがないように、食の安全・安心を守っていく。そういったことを、私どもの取組の一つなのかなというふうに考えておりまして、そういう法律だとか、制度、そういったものの周知というものには努めているのですけれども、特段、推進員とかそういったものは、私どもの方では行っていないというのが現状です。こんな感じのお答えでよろしかったでしょうか。

【松田委員】

はい。

【丸子課長】

あと、色々松田委員からは、マスメディアを利用しているだとか、キャッチコピーだとかそういったものも要るのではないかというようなご意見いただきましたので、参考にさせていただいて、今後の計画に書けるものは書いていきたいと思っております。

あと、菊谷委員の方からは、自然循環機能、自然を守る、そういったことにも、もっともっと 理解醸成といいますか、機運を高めていく必要があるのではないか。あと、未来へのメッセー ジ、そういったものも必要ではないかというご意見がございましたので、また、それについて も、どのような形で計画なり、今後に、取組に活かせるかということについて、検討させていた だきたいと思っております。

あと、吉田副会長の方から、新規就農もさることながら、現在やっている方々を守るですとか、支援する方法ということなのですけれども、これは国の制度になるのですけれども、国が2分の1、道が4分の1、市町村が4分の1を負担する、環境保全型農業直接支払制度というものがございまして、有機農業をやられている方に対しまして、10a当たり12,000円を交付するというような制度もございます。そういったものも活用しながら、これが高いのか安いのか、という部分はあるかと思いますけれども、こういった制度があるものですから、今後、農業者ですとか、市町村の方々にも、周知や活用をしながら、有機農業を現在やっている方、また、今後やろうと考えている方々に、支援していきたいと思っておりますし、学校など色々なアプローチの仕方があるというような、ご意見、ご提言いただきましたので、計画に盛り込んでいける部分は、いきたいなと思っております。

川畑委員の方からですね、理解度ということについてありましたけれども、我々も色々な方法を使って、より消費者の方々に理解していただいて、その理解をもとに、選んでもらえる、そういった雰囲気といいますか、そういったものを作っていきたいなと思っておりますので、また今後、計画の中にもそういったものも、盛り込めるところは盛り込んでいきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。私からは以上です。

【西邑会長】

はい、ありがとうございました。推進制度が今あるのかどうかっていうことですが。前は、なんの時ですかね、食の安全・安心の時でしたかね、何か仲介して推進する人を何%増やしましょうみたいのあったように記憶していたのですが違いましたかね。なんかそういう制度、要するに松田委員としてはその生産者そのものが出向くのは大変なので、そこをファシリテートしてうまく仲介してやってくような制度あるいは人というのがいればな、というようなご意見だったかなと思いました。

それと、川畑委員からありますように、高齢者も含めて情報が届きにくい人に対しても、きちんと伝えるようなシステムっていうのが必要なのだろうと思います。

菊谷委員が仰っていたように本当に食をどうするのだっていう、根本。先程の位置付けにもなるのですが、そこの上での有機ということになろうかと思います。

吉田副会長から出ていたのも、ごもっともな意見で、2020年現在で471戸。これ本当に頑張っ

てらっしゃると思うのですよね。この方をどうサポートしていくのか、こぼれないようにするのかという、これから増やす上で、この人達が成功事例として、ロールモデルとしてあると、次の人はやりやすい。私も行こうという気になるのだろうと思います。

それと、農地の問題は、つちから農場の中村さんにお話を伺ったときも、土地の取得譲渡っているのは非常に大変だったと。ここのところをやっぱり根本的にサポートできるようなシステムを作らないと、なかなか増えていかないと思うのです。その辺、資金というものが必要になってくると思うのですが、そこも含めてですね、何か手だてがあればと思います。

今回の計画っていうのは、方針、方向性を明記するものだというふうに理解しておりますが、これに基づいて、きちんとしたアクションプランができるという前提で、この計画が立てられるということが必要なのだろうというふうに思います。皆さん、色々ご意見、今日は本当に貴重なご意見が出てきたと思いますので、これを参考に、ご検討いただいてですね、次回の計画(案)に反映させていただければと思います。

ここで休憩とるというお話なのですが、残りあと 20 分もかからないと思うので、このまま続行でいいですかね。

【下井課長補佐】

よろしくお願いします。

【西邑会長】

すいません。休憩とらずにそのままいきますね。次の議題に移らせていただきますが、その他(3)のアになります。これを、事務局の方からですね、その他の遺伝子組換え作物交雑等防止部会というのがあるのですが、この開催について事務局からご説明をお願いします。

【丸子課長】

その他のア、遺伝子組換え作物交雑等防止部会の開催ということで、いわゆるGM部会の開催 ということで、資料はご用意していないのですけれども、ご報告をさせていただきます。

国は、令和元年にゲノム編集技術の利用により得られた生物の取扱いを定めまして、その中で、細胞外で加工し、人為的に組み込まれたDNAですとか、RNAが残っていないものについては、生物多様性の確保に関する法律、通称カルタへナ法と呼ばれているのですけれども、その遺伝子組換え作物に該当しない、というふうにしたところでありまして、当委員会におきましても、令和元年度に実施したGM条例の施行状況の点検検証に際しまして、ゲノム編集技術も含めて、道民意識調査ですとか、地域意見交換会、パブリックコメントの実施などを踏まえて、当委員会でご審議いただき、DNAですとか、RNAが残っていないものについては、GM条例の対象外であるということを確認されたところでございます。

昨年12月にゲノム編集技術により作られました、血圧を下げる機能があると報告されているGABAの含有量を高めたトマトが、初めて届け出されまして、苗ですとか、生産物が販売されている状況にあります。

また、植物ではありませんけれども、可食部の多いマダイですとか、トラフグが、最近、届け 出されたところでございます。

今後このような、ゲノム編集技術を利用して得られた植物については、GM条例の対象外であ

りますけれども、ゲノム編集技術の中には、核酸といいますか、DNAですとかRNAが残存して、GM条例の対象となるものもございます。

現在、想定はされていませんが、今回、GM部会を開催して、現状の遺伝子組換え作物ですとか、ゲノム編集技術の情勢について部会長、部会委員の方々と意見交換を開催したいと考えております。日程はまだ決まっていないのですけれども、開催の日程が決まりましたら、また委員の方々にもご連絡させていただきたいと思います。GM部会を開催するということについてのご報告でした。以上です。

【西邑会長】

はい、ありがとうございます。そうすると、開催されるGM部会では、今仰ったゲノム編集による作物についてが、主議題になるということですか、主議題というか情報を共有ということですか。

【丸子課長】

そういうことになります。

【西邑会長】

これGM部会の部会長、久保委員。何かありますか。特に開催することについてですが。

【久保委員(北海道食の安全・安心委員会遺伝子組換え作物交雑等防止部会長)】 特には何も意見ありません。

【西邑会長】

よろしくお願いします。委員の皆様からただいまのご説明について、何かございますか。特になければ、その他について、事務局の方から何かございますか。

【丸子課長】

はい。先程有機農業の認知度が今度、理解度になったということだったのですけれども。私どものアンケート調査している設問で「正しく有機農業の定義を理解して選択した人の割合」ということですから、言葉として、認知度よりは、理解度の方が、より相応しいのかなと思いまして、今回、目標の部分につきましては有機農産物の理解度、というふうにさせていただいたところでございます。

その他は、特にございません。

【西邑会長】

そうすると、設問内容も変わってないけれども、言葉として変えたということですね。ありが とうございます。委員の皆様の方から何かその他としてございましたらお願いします。

はい、どうぞ大塚委員。

【大塚委員】

先程の話に少し戻ってしまうのですけれども、今日の会議に向けて、我が家でも夫と有機農業の推進について語ってきました。先程鈴木委員の方からも話ありましたけれども、欧米に比べて日本は有機農業が少ないっていうお話がありましたが、ヨーロッパの方では、日本に比べてもっと乾燥していたりとか、病害虫が少ないであったりで、日本よりも有機農業をやりやすい環境であるっていうことがまず一つあるのと、もう一つは地下水を飲んでいるので、ヨーロッパの人達は土壌が汚染されることを非常に嫌うっていうことで、農薬とか化学肥料を使わない農業を、みんなで応援しようみたいな動きが非常にあるっていうことが、昨日話題にのぼりました。先程海が大変なことになっている話もありましたけれども、畑、川、海というのは繋がっていますし、私達が飲んでいる水もみんな繋がっておりますので、環境保全の観点からですね、有機農業とかクリーン農業を推進していくというのは必要なことじゃないかなというふうに思いました。以上です。

【西邑会長】

はい、ありがとうございます。その辺も、この計画の本当に一番はじめのところに、どういうふうに取り組むのだ、というところは、明記されるようなことが必要なのかなというふうに思います。ヨーロッパでは、私も聞いた話ですが、鈴木先生の方が詳しいのかな、土壌の色んなセンシングがEUレベルで、巨大プロジェクトで動いているようですし、日本の国内でも、食料を作る土台である土壌、あるいは水、海も含めてですね、ここら辺の環境どうやって維持というか壊さないようにしていくのかというのが、非常に大きなこれからのテーマかと思います。それも含めて、そういった中で、この有機農業の計画というのが、きちんと立てられて、北海道として提示されるということが非常に有意義な意味のあることかなと思いますので、また、「案」を作っていただいて、その上でまた次回、この委員会を開いて、ご意見いただいて、より良いものにしていきたいと思います。ありがとうございました。

予定していた議題は、これで、終わりましたので、ここで議事を終了します。長時間にわたりまして円滑な議事進行にご協力いただきましてありがとうございました。それでは、進行を事務局にお返しします。よろしくお願いします。

【下井課長補佐】

西邑会長、ご進行ありがとうございました。

閉会にあたりまして、横田推進監の方からご挨拶申し上げます。

【横田食の安全推進監】

はい。西邑会長はじめ委員の皆様に、本当に長時間熱心なご議論をいただきましてありがとう ございました。本当に貴重なご意見をたくさんいただいたと思っております。

北海道農業の中で、そもそも有機農業をどのように位置付けるのか、あるいは日本の有機農業を拡大していくうえで、北海道が担うべき役割というのをどう考えるのか。また、具体的にその品目ですとか、担い手の姿を明らかにするべきではないか。さらには、消費者に対して、環境なのか、それとも美味しさなのか、安全安心なのか、何を、そしてどのような手法で伝え、その成果をどのように測っていけば良いのか。といったような質問であり、ご提案をいただきました。

最終的には、やはり未来に対するポジティブな明るいメッセージを感じさせる様な計画にして 欲しいという。会長からのご期待もいただきました。

私どもこれから、パブコメもそうですが、議会の議論もそうですし、計画を「案」に、だんだん進めていきますけれども、本日いただきましたご意見を反映しながらまた、計画だけではなくてその先に来る制度であったり、あるいは予算事業であったり、そういうものに反映させていくべきことも多々あったかと思いますけれども、いずれにいたしましても、皆様からいただきましたご意見をしっかり受けとめて進めていきたいと思っております。本日は大変ありがとうございました。引き続きよろしくお願いいたします。

【下井課長補佐】

それでは、これをもちまして本日の委員会を閉会させていただきます。西邑会長、吉田副会長はじめ、委員の皆様、ありがとうございました。雪がちらついているという話も先程ありました。寒くなっていますので。お身体ご自愛いただきまして、お帰りいただければと思います。本日はありがとうございました。